平成２８年（フ）第７７３０号
東京都立川市柴崎町５―13―２―203　平賀かなゑ方、住民票上の住所東京都立川市羽衣町２丁目32―３―106
破産者　平賀　英和
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７３２号
東京都立川市錦町６丁目１―24―608
破産者　林　育美
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７３４号
東京都足立区足立３丁目13―11―1113
破産者　高橋　祐太
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７３７号
東京都江戸川区南葛西２丁目17―７　第２三美ハイツ202
破産者　根本　徹
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７３８号
東京都江戸川区南葛西２丁目17―７　第２三美ハイツ202
破産者　根本　沙織（旧姓田中）
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７４４号
東京都墨田区京島１丁目18―10　フォレスト京島Ｆ101
破産者　奥田　直樹
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７６０号
東京都足立区神明南１丁目４―11―102
破産者　井出　秀俊
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７６１号
東京都練馬区早宮４丁目17―１―305
破産者　足助　美樹
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７６３号
東京都中野区南台５丁目27―16―103
破産者　羽崎　輝美
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８０４号
東京都葛飾区奥戸４丁目11―３
破産者　門馬　春枝
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８０５号
東京都葛飾区奥戸４丁目11―３
破産者　門馬　勇介
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８１４号
東京都江東区塩浜２丁目５―16　塩崎荘
破産者　阿部　健一
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９１７号
東京都大田区大森本町２丁目１―15―402
破産者　福井　亜弓
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９１８号
東京都世田谷区桜新町２丁目30―14―304
破産者　能登　丈暁
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９２６号
東京都港区白金台３―16―29―201、住民票上の住所東京都港区麻布十番３丁目２―12―206
破産者　相澤　裕子
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９４１号
東京都江戸川区一之江町2989―１―507
破産者　佐々木幸子
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０号
青森県弘前市大字土手町153番地
破産者　有限会社石岡商店
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１０６８号
埼玉県新座市栄３丁目６番34号グリーンハイツ306号室、商業登記簿上の本店所在地北海道旭川市四条通19丁目1719番地14　寺島ビル１Ｆ
破産者　株式会社ミウラレコード
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
千葉県柏市名戸ケ谷1228番地の１
破産者　有限会社牛島工務店
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３０４号
千葉県野田市山崎2466番地　プティグリシーヌ201
破産者　川島　幸枝
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３２６号
千葉県松戸市小金原３丁目２番地の29　ハイム殿内102号、開始決定時の住所千葉県松戸市根木内11番地の11　グーディッシュ北小金102号
破産者　中川　清文
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部